



## Q1. 認定こども園はどんな施設ですか？

認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設です。①幼稚園と同様の4時間程度の教育②保育の必要な事由のある児童に対して8~11時間程度の長時間保育③通園する園児の家庭に限らず地域の子育て家庭を対象に子育て支援事業を行う、これらの3つの機能を持つ施設のことで、保護者の就労の有無にかかわらず、同じ施設に子どもを預けることができます(3号除く)。認定こども園になると保育所でも学校教育法に基づく教育を受けられ、幼稚園でも長時間保育が実施されることから、施設の選択肢が増えることになります。

## Q2. 保育短時間と保育標準時間の違いはなんですか？

保育短時間と標準時間で、施設を利用できる時間が異なります。保育短時間は8時間程度、標準時間は11時間程度で、施設ごとに設定時間が異なります。設定時間を超えた利用分は、延長保育の対象となります。詳しくは「幼稚園・認定こども園・保育所情報一覧表」をご参照ください。

なお、保育短時間／標準時間は、「保育を必要とする事由」、通勤(学)時間等を考慮し決定します。事由や状況が変わった場合は、変更申請をいただくことで、申請の翌月から変更することができます。

## Q3. 毎月の保育料以外に費用は必要ですか？

雑費(絵本代・体操服代など)や延長保育料・一時預かり料、3歳児以上の食材料費は直接施設にお支払いいただきます(実費徴収)。詳しくは「幼稚園・認定こども園・保育所情報一覧表」をご参照ください。

## Q4. 育児休業中でも保育所・認定こども園(2号・3号)の利用申込みはできますか？

育児休業の取得中は2号・3号認定での施設利用はできません。育児休業から復帰する月から利用の対象となります。申込み時に「育児休業の証明書」を提出してください。

なお、施設を利用できるのは、育児休業復帰日、または復帰する月の1日からです。

例) 育児休業復帰日が4月10日の場合、施設利用できる日は4月10日、または4月1日です。

ただし、すでに在園している子ども(2号・3号)があり、生まれてきた子どもの育児休業を取得する場合は、上の子どもは引き続き2号・3号で利用することができます。





#### Q5. 「出産」の理由で施設利用した場合、産後期間が終わっても引き続き利用できますか？

「出産」を理由に施設利用した場合、産後8週の属する月の月末までの利用となります。その後も引き続き利用を希望する場合は、お仕事等の理由で、家庭で保育できない状況が確認できれば引き続き利用できます。そのため、下のお子様(出産した児童)の利用申込み手続き等と、母の「保育を必要とする事由の証明及び申告書」「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」の提出が必要です

#### Q6. 仕事を辞めました。施設は退所しなければなりませんか？

2・3号の方は「保育を必要とする事由」が必要となりますので、就労などの「保育を必要とする事由」がない場合は、退所いただることになります。ただし、認定こども園の2号の方に関しては、1号に変更することで、続けて同じ施設に通うことができます。

#### Q7. ひとり親世帯ですが、保育料の免除はありますか？

ひとり親世帯についても保護者の市民税額から保育料を決定します。ただし、所得割課税額が77,101円未満(第2階層から第6階層まで)の場合は、保育料が軽減されます。【P15～17参照】

#### Q8. 施設を退所するときは、届出は必要ですか？

卒園以外の理由で施設を退所する場合は、退所日までにこども子育て課、または施設へ「退所届」の提出が必要です。

【P13参照】ただし、保育料は原則1ヶ月単位となっております

